

焼却灰等の放射能濃度測定結果

表1 主灰及びスラグの放射能濃度測定結果

測定機関 株式会社 むさしの計測
 測定方法 放射能濃度等測定方法ガイドライン(環境省)
 廃棄物等の放射能調査・測定法暫定マニュアル(国立環境研究所)
 使用測定器 ゲルマニウム半導体検出器

単位: Bq/kg

施設名	試料採取日	主灰又は流動床不燃物		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
中央清掃工場	11月13日	不検出(<13)	不検出(<12)	不検出
港清掃工場	11月12日	不検出(<17)	不検出(<15)	不検出
北清掃工場	11月30日	不検出(<16)	不検出(<15)	不検出
品川清掃工場	11月24日	不検出(<17)	不検出(<13)	不検出
大田清掃工場(新工場)	11月25日	不検出(<14)	不検出(<12)	不検出
多摩川清掃工場	11月6日	不検出(<13)	不検出(<18)	不検出
世田谷清掃工場 ※2	11月17日	不検出(<17)	不検出(<15)	不検出
千歳清掃工場 ※4	—	—	—	—
渋谷清掃工場 ※2	11月13日	不検出(<17)	不検出(<15)	不検出
杉並清掃工場	11月16日	不検出(<12)	不検出(<11)	不検出
豊島清掃工場 ※2	11月11日	不検出(<15)	不検出(<18)	不検出
板橋清掃工場	11月20日	不検出(<15)	不検出(<12)	不検出
練馬清掃工場	11月20日	不検出(<16)	不検出(<14)	不検出
墨田清掃工場	11月27日	不検出(<19)	20	20
新江東清掃工場	11月27日	不検出(<19)	不検出(<13)	不検出
有明清掃工場	11月26日	不検出(<17)	不検出(<14)	不検出
足立清掃工場 ※4	—	—	—	—
葛飾清掃工場	11月19日	不検出(<13)	36	36
江戸川清掃工場 ※4	—	—	—	—

単位: Bq/kg

施設名	試料採取日	スラグ		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
世田谷清掃工場	11月17日	不検出(<14)	不検出(<13)	不検出

※1 「不検出」とは、検出下限値未満を表します。また、()内は検出下限値を表します。

※2 流動床式焼却炉であり、主灰が発生しない施設であるため、測定結果には流動床不燃物の測定値を記載しています。

※3 放射能濃度が8,000Bq/kg以下のものは、放射性物質汚染対処特措法に則り、通常の埋立処分等を行います。

※4 「—」の工場は、定期補修工事等により測定していません。

表2 飛灰及び飛灰処理汚泥の放射能濃度測定結果

測定機関 株式会社 むさしの計測
 測定方法 放射能濃度等測定方法ガイドライン(環境省)
 廃棄物等の放射能調査・測定法暫定マニュアル(国立環境研究所)
 使用測定器 ゲルマニウム半導体検出器

単位:Bq/kg

施設名	試料採取日	飛灰		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
北清掃工場	11月30日	不検出(<<19)	118	118
千歳清掃工場 ※3	—	—	—	—
渋谷清掃工場	11月13日	不検出(<<16)	27	27
墨田清掃工場	11月27日	不検出(<<19)	98	98

単位:Bq/kg

施設名	試料採取日	飛灰処理汚泥		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
中央清掃工場	11月13日	不検出(<<16)	27	27
港清掃工場	11月12日	不検出(<<18)	59	59
北清掃工場 ※3	—	—	—	—
品川清掃工場	11月24日	不検出(<<18)	50	50
大田清掃工場(新工場)	11月25日	不検出(<<17)	46	46
多摩川清掃工場	11月6日	不検出(<<16)	49	49
世田谷清掃工場	11月17日	不検出(<<15)	55	55
千歳清掃工場 ※3	—	—	—	—
渋谷清掃工場 ※3	—	—	—	—
杉並清掃工場	11月16日	不検出(<<18)	56	56
豊島清掃工場	11月11日	不検出(<<18)	19	19
板橋清掃工場	11月20日	不検出(<<12)	48	48
練馬清掃工場	11月20日	不検出(<<16)	33	33
墨田清掃工場 ※3	—	—	—	—
新江東清掃工場	11月27日	不検出(<<16)	109	109
有明清掃工場	11月26日	不検出(<<19)	45	45
足立清掃工場 ※3	—	—	—	—
葛飾清掃工場	11月19日	不検出(<<17)	144	144
江戸川清掃工場 ※3	—	—	—	—
中防灰溶融施設	11月16日	不検出(<<17)	56	56

※1 「不検出」とは、検出下限値未満を表します。また、()内は検出下限値を表します。

※2 放射能濃度が8,000Bq/kg以下のものは、放射性物質汚染対処特措法に則り、通常の埋立処分等を行います。

※3 「—」の工場は、定期補修工事等により測定していません。